

○総務省告示第二十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後	変 更 前
<p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <p>〔略〕</p> <p>3400MHzを超え4100MHz以下</p> <p>4500MHzを超え4600MHz以下</p> <p>27GHzを超え28.2GHz以下</p> <p>29.1GHzを超え29.5GHz以下</p>	<p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <p>〔同左〕</p> <p>3400MHzを超え3600MHz以下</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	